

第33回 前橋市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	令和5年2月8日（水）	
開催場所	前橋元気プラザ21 507 学習室	
出席委員	関崇夫委員長、太田絢子委員、多加谷則子委員、中野秀人委員、堀江信之委員	
欠席委員	なし	
審議対象期間	令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日	
抽出案件	件数	（備考）
条件付 一般競争入札	1	<p>今回の会議においては、次のとおり審議が行われた。</p> <p>1 入札及び契約手続きの運用状況等について 前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき事務局より入札及び契約手続きの運用状況等の報告を行った。</p> <p>2 審議対象工事の抽出結果について 前橋市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出結果の報告が行われた。</p> <p>3 令和4年度上半期発注工事等の審議について 中野委員より抽出された5件の工事等について、前橋入札監視委員会設置要綱第2条第2号に規定する事項について審議を行った。</p> <p>4 その他 次期委員会については、令和5年7月6日（木）開催予定。</p>
簡易型条件付 一般競争入札	3	
随意契約	1	
合計	5	
委員からの 意見・質問、それ に対する回答等	意見・質問	
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見具申の内容	<p>【要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の会議において、同額入札を対象に、業者提出の積算内訳書を参考資料として求めたい。 ・すべての工事・業務契約を対象に、契約時に受注者から談合をしていないことの誓約書を徴取することを検討してほしい。 ・受注業者の時間外労働に配慮した工期設定をしてほしい。 	

別紙

質問	回答
<p>【委員】 談合情報専用ダイヤルは、どこに設置されているのか。外部機関に通じているのか。また、職員向けの内部通報についてはどこで扱っているのか。</p>	<p>【事務局】 談合情報専用ダイヤルは、契約監理課内の課長席に設置した外部からの情報通報電話であり、外部機関には通じておりません。入札談合に係る公益通報の通報先は公正取引委員会及び警察本部となります。職員の公益通報の窓口については、行政管理課が内部と外部に窓口を設置しています。</p>
<p>【委員】 一般競争入札において、1者しか入札参加者がいない場合の対応はどうするのか。</p>	<p>【事務局】 広く公告することから、十分に競争性が確保されており、1者でも入札は成立するという考え方です。</p>
<p>【委員】 大規模な工事について、参加対象業者が少なくなってくると思われるが、その点についてどうか。</p>	<p>【事務局】 条件付一般競争入札については、業種等級別に定める発注標準額を元に、なるべく対象者が増えるような条件設定をし、公告しております。</p>
<p>【委員】 令和4年度上半期において、市外業者が前橋市外での工事が理由で指名停止となっているが。</p>	<p>【事務局】 独占禁止法違反や公共入札における競売入札妨害等について、全国の事例を確認し、前橋市に登録のある業者について指名停止措置にしています。</p>
<p>【委員】 全国の事例というのは、一覧で報告されているものではなく、職員がどこかのタイミングで自発的に調べているものなのか。</p>	<p>【事務局】 はい。例えば、国土交通省及び群馬県で公開されているネガティブ情報といった指名停止措置業者の一覧や新聞等から職員が自発的に入手しているものです。</p>

<p>1 上柴配水場 施設築造工事（施更第2号） 入札方式：条件付一般競争入札 工 種：水道施設 AB 契約金額：330,000千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】 配水池の構造について、ステンレス製が 取られているが、それ以外の構造はあるの か。</p>	<p>【事務局】 RC構造がございます。今までの主流 はRC構造でしたが、老朽化も進んでき たことから、将来的なランニングコスト を考慮し、現在はステンレス製が主流と なっています。</p>
<p>【委員】 今後も同様の工事が発注されると思う が、ステンレス製を採用するのか。</p>	<p>【事務局】 はい。本市では、敷島浄水場の配水塔 が1例目となります。</p>
<p>2 永明小学校空調設備更新ほか工事 入札方式：簡易型条件付一般競争入札 業 種：管 A 契約金額：28,989千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】 入札金額が同額の業者がいるが、こうい った規模の工事ではよくあることなのか。</p>	<p>【事務局】 ケースバイケースです。入札金額が同 額の時もあれば僅差の時もあります。積 算内訳資料を精査し、談合が疑われるよ うであれば、直接業者への聞き取りを行 い、そういった行為がないことの確認を 取っています。</p>
<p>【委員】 参加業者が最低制限価格を下回ること はあり得ることなのか。前橋市民からする と、官製談合に関わった2者が参加してい ることで、この結果は疑わしいと思えるの だがどうか。</p>	<p>【事務局】 各々の業者が積算した結果によるとこ ろですが、最低制限価格を下回ることで の失格はあり得ます。 それから、昨年度の5月から、ランダム 係数を採用しています。これは最低制限 価格を推測されないようにかけているも</p>

	<p>のであり、その結果、入札価格が最低制限価格を下回るケースもあります。今回の結果を見る限り、競争性は確保されていると考えられます。</p>
<p>【委員】 元副市長が関与した官製談合は、情報漏洩があったということだが、今回の案件についてその可能性はないか。</p>	<p>【事務局】 昨年度から、事前に予定価格を公表しています。業者側が得たい情報は公にしているため、市側が漏らす情報は何もないという状況です。</p>
<p>【委員】 令和4年度上半期の案件については、事件と同様のことが起きない前提ということか。</p>	<p>【事務局】 はい。事件については、漏らしてはいけない情報を職員が漏洩してしまったということですが、以前の制度では、入札前に最低制限価格を算出していました。そうすると、場合によっては情報が洩れてしまうこともあるので、制度改正後は、入札後に最低制限価格を作成しています。市側の情報漏洩についての対策は、令和4年度発注工事について実施済みですので、前橋市発注者側と受注者側の間で、隠すことは何もないということです。</p>
<p>【委員】 工事中に受注者が指名停止になった場合、引き続き受注業者が施工するのか。</p>	<p>【事務局】 受注している工事につきましては、継続して施工してもらいます。指名停止期間とは、入札の参加ができなくなる期間ということで、その前の契約については有効です。</p>
<p>3 元総社町第二団地R A・R B棟給水設備改修工事 入札方式：簡易型一般競争入札 工 種：管 A 契約金額：37,900千円(税抜き)</p>	

<p>【委員】 なぜ参加者が1者だったのか。</p>	<p>【事務局】 本工事は5階建ての市営住宅の給排水設備を更新する工事ですが、R A棟については20戸、R B棟については30戸と数があります。工期内にその数の居住者と調整しなければならず、コストと手間のかかることが、単純工事であるにも関わらず参加者があまりなかった要因だと推測されます。 過去に、同様の市営住宅の工事を発注した際は、参加業者がおらず不調となっていました。その後の不調対策としては、標準的な工期確保のためにも棟ごとに分割して発注をしましたが、それでも辞退者が出るなど、参加業者はあまり見込めませんでした。</p>
<p>【委員】 受注業者は指名停止の業者であることから、今後このような工事を請け負える業者がいなくなってしまう可能性も考えられるということか。</p>	<p>【事務局】 考えられます。</p>
<p>【委員】 A棟、B棟と分割して発注することは敬遠されるのか。</p>	<p>【事務局】 はい。市としては、コストダウンにつながるためにまとめて発注するのが一番ベストな状態ではあります。しかし、受注者側の利益がでなかったり、調整が難しく不調になってしまうということであれば、対策としては分割での発注を適宜検討しているということです。 逆に、細かい単発で発注される工事においても不人気ということであれば、まとめての発注も不調対策として検討しているところです。</p>

<p>【委員】 指名停止期間中は、下請業者になることは可能なのか。</p>	<p>【事務局】 前橋市発注工事の下請業者になることはできません。市の工事担当者は下請け状況報告書を受注者に提出させており、その中に指名停止業者との契約がないか、確認は可能です。</p>
<p>【委員】 条件が厳しい工事がいくつもあるということで、入札者がゼロという案件は年間を通してあるのか。</p>	<p>【事務局】 不調の案件に関しては、簡易型条件付一般競争入札となってから多くなっており、年間10数件出てきていると思います。制度改正前については、年間1～2件程度でした。</p>
<p>【委員】 時間外労働の問題もクローズアップされているが、工期が厳しくならないよう検討してほしい。</p>	<p>【事務局】 業者にしわ寄せがいかないよう、本市では、フレックス工期の採用や年度またぎの工期の設定などの制度を採用しています。</p>
<p>4 道路台帳補正業務 入札方式：簡易型一般競争入札 工 種：測量 A 契約金額：25,000千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】 応札者が21者ある中で、差が80万円しかないが、単価がある程度決まっているなど、価格は予想しやすいものなのか。</p>	<p>【事務局】 本業務は、道路整備後の道路構造を図面化して道路台帳を作成する業務です。現地を測量して図面を作成する一般的な業務にあたることから参加者も増えたものと考えられます。また、積算に関しても、ある程度公表されているため、それに基づいて積算しやすいのだと考えられます。</p>

<p>【委員】 最低制限価格と入札金額との差があることについてはどうか。</p>	<p>【事務局】 業務内容は難しくありませんが、30.3キロ分を測量する手間と、比較的長い履行期間に縛られることから、コスト的な部分で金額をあまり落とせなかったと考えられます。</p>
<p>【委員】 同額での入札があることについて、何千万円の工事・業務が1円単位まで同じというのは、一般的な感覚として、イメージが付きにくい。可能であれば、業者が提出している積算内訳資料を参考として確認したい。</p>	<p>【事務局】 次回の会議で提示いたします。</p>
<p>5 桂萱中学校東校舎トイレ大規模改造工事 入札方式：随意契約 工 種：建築一式 B 契約金額：18,100千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】 先行して発注された南校舎の簡易型一般競争入札における参加業者数と落札率はどれくらいか。</p>	<p>【事務局】 参加業者は1者で、落札率は97.99パーセントでした。</p>
<p>【委員】 関連工事での随意契約はよくあることだと思うが、指名停止になった業者とも関連工事であるという理由で随意契約をすることはあり得るのか。</p>	<p>【事務局】 災害復旧その他急を要する工事など、特にやむを得ない場合はあり得ます。過去5年間、指名停止業者が随意契約での選定業者となったことはありません。</p>